

# 大田区成年後見制度利用支援事業 (報酬助成制度) について

大田区では、大田区長、本人、配偶者及び四親等以内の親族が、法定後見の申立てをして被後見人等となった方のうち、後見人等の報酬を負担することが困難な方を対象に報酬に係る費用を助成しています。

※被後見人等とは、成年被後見人・被保佐人・被補助人のことをいいます。

※後見人等とは、成年後見人・保佐人・補助人のことをいいます。

## 1. 対象者

報酬助成申請時に被後見人等が、大田区内に住所を有する方（介護保険法による保険者や生活保護法の保護の実施機関等が大田区長である場合を含む）で、次のいずれかに該当する方

- (1) 後見人等の報酬を負担することにより、収入が生活保護法による保護の基準により算定した最低生活費以下となり、かつ、預貯金等が50万円以下の方
- (2) 生活保護法に定める被保護者（ただし、被保護者が累積金等を保持している場合においては、福祉事務所長と協議する。）
- (3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている方

※上記に該当する方でも、資産・預貯金等の状況により助成できない場合があります。

※大田区以外の自治体又は団体の実施する制度で助成される場合は、対象となりません。

※大田区に住所を有する方のうち、介護保険法による保険者や生活保護法の保護の実施機関等が大田区長以外である場合は、対象となりません。

※親族等（配偶者、六親等内の血族、三親等内の姻族）が後見人等の場合は、対象となりません。

## 2. 助成金額

家庭裁判所が決定した報酬額。

ただし、月額の上限は28,000円（後見等監督人の場合は14,000円）、月数の上限は12か月です。

《裏面へ続く》

### 3.申請について

家庭裁判所の報酬付与の審判決定の日の翌日から起算して **60 日以内** に申請してください。

### 4.お問い合わせ先・申請先

申請にあたっては、下記の連絡先一覧へ事前にご相談ください。

※大田区長申立ての方は、被後見人等の区長申立て時の担当課

※本人、配偶者及び四親等以内の親族の申立ての方は、本人の居所を管轄する担当課

※担当課が不明な場合は福祉管理課までお問い合わせください。

#### 《連絡先一覧》

##### 【高齢者】

地域福祉課	大 森	03 (5764) 0658
	調 布	03 (3726) 6031
高齢者地域支援担当	蒲 田	03 (5713) 1508
	糺谷・羽田	03 (3741) 6525

##### 【知的障がいのある方】

地域福祉課	大 森	03 (5764) 0710
	調 布	03 (3726) 6032
知的障害者支援担当	蒲 田	03 (5713) 1507
	糺谷・羽田	03 (3741) 6526

##### 【精神障がいのある方】

地域福祉課	大 森	03 (6436) 8750
	調 布	03 (6425) 7555
精神障害者支援・難病医療費助成 (こころの健康相談) 担当	蒲 田	03 (6424) 5040
	糺谷・羽田	03 (6423) 8892

発行：令和6年4月

〒144-8621 大田区蒲田五丁目13番14号

大田区役所福祉部福祉管理課 ☎03 (5744) 1244